

## 来年度予算

# 10月改定で賃上げ継続

## 介護、障害の報酬で加算

政府は12月24日、2022年度予算案を閣議決定した。岸田文雄首相が主導した介護や障害福祉などの分野で働く人の賃上げ（月額9000円）を10月以降も継続させるため、介護報酬、障害報酬を臨時で改定する。賃上げ分は加算で対応することとし、それに要する経費を計上した。

22年2月から9月分までの賃上げは全額国費で対応すること

し、政府は必要経費を21年度補正予算に計上。事業所は都道府県に申請して所要額を受け取り、賃上げに充てる仕組みだ。

政府はその効果を10月以降も継続する方針を掲げていたが、費用の負担方法は決まっていなかった。報酬改定で対応すると、介護の場合は保険料や利用者負担も増える。そのため、保険者や利用者から反発が上がる可能性

もある。

介護、障害の報酬改定は、原則として3年に1度で、次回は24年4月の予定だった。22年10月は不規則な改定となる。

政府の一般会計総額は過去最大の107兆5964億円。高齢化に伴う社会保障費の自然増は夏の概算要求段階では6600億円と見込んだが、薬価の引き下げなどで4400億円に抑えた。

厚労省の一般会計は前年度比1・1%増の33兆5160億円。分野別では介護が前年度比3・3%で最も伸びが大きい。

職員の賃上げに要する費用（国費）は介護が157億円、障害福祉が128億円、社会的養護が10億円。保育士の賃上げ費用は内閣府が計上した。

新規事項・重点事項としては「ヤングケアラーの支援」「子ども

食堂を通じた子どもの見守り」「児童養護施設や里親家庭への措置が解除されたケアリバーの支援」など、子ども家庭分野が目立つ。ことも家庭庁に移らないことが固まった婦人保護事業については、婦人相談員など公的部門と民間団体との協働による女性支援を促す補助事業を新設する。

このほか、75歳以上のうち一定の収入がある人の医療費窓口負担を現在の1割から2割に引き上げる時期を10月1日とすることも決めた。現役世代の保険料負担を緩和する。21年6月に改正法が成立したが、施行時期が決まっていなかった。

（福田敏克）